

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

令和3年8月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
令和3年9月6日（月曜日） 午前10時から	高松市番町1丁目8番15号 高松市役所8階82会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

別記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和3年8月24日（火曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課及び高松市都市整備局都市計画課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

別記

高松広域都市計画臨港地区の変更案の概要

都市計画高松港臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考		
高松港臨港地区	約281ha	香川県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例		
		屋島地区	無分区	約0.1ha
		朝日地区	商港区	約27.7ha
			工業港区	約84.0ha
			特殊物資港区	約4.0ha
			保安港区	約14.4ha
		玉藻地区	無分区	約52.4ha
			商港区	約16.2ha
		西浜地区	無分区	約4.8ha
			マリーナ港区	約1.1ha
		弦打地区	無分区	約1.1ha
			無分区	約22.5ha
		香西地区	商港区	約7.8ha
			工業港区	約39.8ha
			無分区	約2.7ha
神在地区	商港区	約0.4ha		
	無分区	約0.5ha		
生島地区	無分区	約1.0ha		

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課及び高松市都市整備局都市計画課において公述の申出の期限まで閲覧に供する。